

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
規 則	
○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則……………（税務課）	1
○特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（税務課）	1
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………（保健福祉部総務課）	2
○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………（建設部総務課）	2
道人事委員会規則	
○北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	2
○北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	3
○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	3

規 則
北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年12月20日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第71号 北海道税条例施行規則の一部を改正する規則 北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。 目次中「第58条の11」を「第58条の12」に改める。 第58条の7第3項第1号中「知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に改める。 第58条の11中「、振興局又は札幌道税事務所」を「又は振興局」に改め、第2章第6節中同条を第58条の12とし、第58条の10の次に次の1条を加える。 （住所地等を所管する総合振興局又は振興局の長経由による申請書等の提出） 第58条の11 総合振興局等の所管区域内に住所又は居所を有しない者が、条例第57条第7項に規定する申請書若しくは申告書又は条例第58条第3項若しくは第59条第3項に規定する

申請書を総合振興局長等に提出する場合は、その住所又は居所の存する地を所管する総合振興局又は振興局の長を経由してすることができる。

第68条第2項及び第68条の5（見出しを含む。）から第68条の7までの規定中「、振興局又は札幌道税事務所」を「又は振興局」に改める。

附則別記第4号様式中「北海道 総合振興局長（札幌道税事務所長）」を「北海道札幌道税事務所長」に改める。

別記第6号様式その1（表）中「第71条の5」を「第58条の4」に改める。

別記第21号様式の3、別記第21号様式の5、別記第21号様式の7、別記第21号様式の9及び別記第61号様式の2中「北海道 総合振興局長（札幌道税事務所長）」を「北海道札幌道税事務所長」に改める。

別記第61号様式の5中「北海道 総合振興局長（札幌道税事務所長） ㊦」を「北海道札幌道税事務所長 ㊦」に改める。

別記第62号様式（表）中「北海道 総合振興局長（札幌道税事務所長） ㊦」を「北海道札幌道税事務所長 ㊦」に改め、同様式（裏）注意4の事項中「総合振興局長等」を「北海道札幌道税事務所長」に改め、同注意5の事項中「（又はこの処分を行った総合振興局長等の所在地を管轄する地方裁判所）」を削る。

別記第69号様式中「北海道 総合振興局長（札幌道税事務所長）」を「北海道札幌道税事務所長」に、「デ－ラーコード」を「ディーラーコード」に改める。

別記第70号様式及び別記第71号様式中「北海道 総合振興局長（札幌道税事務所長）」を「北海道札幌道税事務所長」に改める。

附 則

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別記第6号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第72号

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（昭和60年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号中「第7条第2項第4号」を「第7条第2項第3号」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年12月20日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第73号 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第88号）の一部を次のように改正する。 第2条の表1の項中「別表第1の1の項(4)」を「別表第1の1の項(5)」に改め、同表2の項を削り、同表3の項中「別表第1の2の5の項(9)」を「別表第1の2の4の項(9)」に改め、「社会福祉法施行細則（昭和28年北海道規則第154号）及び」を削り、「に基づく事務のうち、次に掲げるもの」を「第18条において準用する同規則第13条の規定による老人福祉施設（軽費老人ホームに限る。）を設置する者（国、都道府県及び市町村を除く。）が採った措置に係る報告書の受理」に改め、(1)及び(2)を削り、同項を同表2の項とし、同表中4の項を3の項とし、5の項を削り、同表6の項中「別表第1の5の2の項(4)」を「別表第1の5の項(4)」に改め、同項を同表4の項とし、同表中7の項を5の項とし、8の項を6の項とする。 附 則 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の表1の項の改正規定及び同表3の項の改正規定（「別表第1の2の5の項(9)」を「別表第1の2の4の項(9)」に改める部分及び同項を同表2の項とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年12月20日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第74号 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。	第2条の表中7の項を削り、8の項を7の項とする。 附 則 この規則は、平成24年4月1日から施行する。 道 人 事 委 員 会 規 則 北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年12月20日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 北海道人事委員会規則7－1246 北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7－27）の一部を次のように改正する。 附則第2項を次のように改める。 2 条例附則第4項に規定する人事委員会規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。 (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域 (2) 本部長指示により、居住者等が避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域 附則第5項を削り、附則第4項中「附則第3項」の次に「又は第4項」を加え、同項を附則第7項とし、附則第3項中「附則第3項」の次に「又は第4項」を加え、「支給方法」を「支給期日」に改め、同項を附則第6項とし、附則第2項の次に次の3項を加える。 3 条例附則第5項に規定する人事委員会規則で定める額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる区域において行う作業のうち屋外において行うもの 1万円（東京電力株式会社福島第一原子力発電所を中心とする半径3キロメートルの円内の区域において行う作業にあっては、2万円） (2) 前項第1号に掲げる区域において行う作業のうち屋内において行うもの 2,000円 (3) 前項第2号に掲げる区域において行う作業のうち屋外において行うもの 5,000円 (4) 前項第2号に掲げる区域において行う作業のうち屋内において行うもの 1,000円 4 条例附則第6項に規定する人事委員会規則で定める作業は、前項第1号又は第3号の作業とする。 5 条例附則第4項の規定に基づき福島原発周辺区域内作業手当が支給される場合における
--	---

第9条の規定の適用については、同条中「月の初日から末日までの間」とあるのは、「月の初日から末日までの間（条例附則第4項の規定に基づき福島原発周辺区域内作業手当が支給される日を除く。）」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、平成23年3月11日から適用する。

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月20日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1247

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-29）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

- 2 条例附則第2項に規定する人事委員会規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。
 - (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域
 - (2) 本部長指示により、居住者等が避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域附則に次の4項を加える。
- 3 条例附則第3項に規定する人事委員会規則で定める額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる区域において行う作業のうち屋外において行うもの 1万円（東京電力株式会社福島第一原子力発電所を中心とする半径3キロメートルの円内の区域において行う作業にあつては、2万円）
 - (2) 前項第1号に掲げる区域において行う作業のうち屋内において行うもの 2,000円
 - (3) 前項第2号に掲げる区域において行う作業のうち屋外において行うもの 5,000円
 - (4) 前項第2号に掲げる区域において行う作業のうち屋内において行うもの 1,000円
- 4 条例附則第4項に規定する人事委員会規則で定める作業は、前項第1号又は第3号の作業とする。
- 5 条例附則第2項の規定により職員に支給される特殊勤務手当の支給期日については、第

7条の規定の例による。

- 6 所属の長は、条例附則第2項に規定する特殊勤務手当の支給を受ける職員があるときは、第8条第1項の規定に準じ、特殊勤務手当の種類、職務の内容、職務に従事した日時及び時間等支給上必要な事項並びにその支給額を特殊勤務手当支給実績簿に記載しておかなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、平成23年3月11日から適用する。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月20日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1248

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-280）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「とは」を「には」に、「若しくは学校職員勤務時間等条例」を「又は学校職員勤務時間等条例」に、「若しくは特別休暇」を「及び特別休暇」に、「又は別表第1」を「並びに別表第1」に、「とする」を「を含むものとする」に改める。

第27条第2項第1号中「若しくは」を「及び」に改め、「の休職の期間」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員として在職した期間（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である場合における当該在職した期間を除く。）については、その2分の1の期間

第27条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第23条第9号又は第10号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間

第29条の6第2項第1号中「第6号まで」の次に「、第9号又は第10号」を加え、同項第2号中「並びに第23条第9号及び第10号に掲げる職員」を削り、同項第7号中「及び」を「又は」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給与の支給に関する規則第27条第2項の規定は、平成23年12月1日から適用する。